

京都市地域の空き家相談員登録等実施要領

平成26年4月11日

平成29年2月13日改正

平成31年2月21日改正

令和3年4月1日改正

令和3年9月6日改正

令和4年4月1日改正

令和6年8月19日改正

(目的)

第1条 この要領は、空き家所有者や地域の自治組織等が空き家に関する相談を気軽に行うことができる、身近な相談体制を整備するために設置する「地域の空き家相談員」（以下「相談員」という。）に係る役割、募集、登録及び研修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役割等)

第2条 相談員の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 京都市内に存する空き家に関する相談への対応
- (2) 京都市を通じて相談対応することになった物件への対応
- (3) 京都市主催の空き家相談会における相談への対応
- (4) 京都市空き家活用・流通支援専門家派遣事業の専門家
- (5) 京都市地域連携型空き家対策促進事業実施要綱第2条第3号に定めるコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）

2 前項各号（第4号を除く。）の活動は、無償で行うものとする。

3 相談員は、本条第1項第1号及び第2号に掲げる相談への対応を行った場合は、その結果について、相談のあった日の翌日までに空き家相談票（様式1）により、京都市に報告するものとする。ただし、特に事情があると認められる場合は、この限りでない。

なお、市が提示する専用入力フォームを使用し提出することにより、空き家相談票の記入に代えることができる。

4 相談員は、本条第1項第5号の活動を行った場合は、その結果について、活動を行った月の翌月の7日までに、地域連携型空き家対策促進事業活動報告書（様式2）により、京都市に報告するものとする。

(応募要件等)

第3条 相談員の募集に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の各号いずれにも該当し、かつ事業の趣旨を十分に理解したうえで、積極的に事業に参画する意思を有しなければならない。

(1) 宅地建物取引士であり、宅地建物取引士となってから、次に掲げる業務のうち、いずれかの業務に現に通算して5年以上従事している者であること。

ア 宅地建物取引業における不動産の開発・分譲業務、流通業務及びこれらの業務に伴う企画、調査、研究等の業務

イ 不動産賃貸業における不動産の賃貸業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務

ウ 不動産管理業における不動産の管理業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務

エ その他京都市が適当と認める業務

- (2) 京都市内の事業所に勤務する者であること。
- (3) 空家対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定に基づき、京都市が指定した空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）に属する事業所に勤務する者であること。ただし令和6年8月19日以前に登録研修を受けた相談員については、この限りではない。
- (4) 相談員の登録について、勤務する事業所の長の承認を得ていること。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 京都市の市税を滞納していないこと。
- (7) 応募者が法人の社員等である場合にあっては、当該法人が前2号いずれの要件も満たしていること。
- (8) 応募日から起算して過去1年以内に宅地建物取引業法（以下「法」という。）に基づく指示処分及び事務禁止処分並びに登録消除処分を受けていないこと。
- (9) 応募者が法人の社員等である場合にあっては、当該法人が応募日から起算して過去1年以内に法第65条第1項に基づく指示処分、同条第2項に基づく業務停止処分又は法第66条第1項第9号に基づく免許取消処分を受けていないこと。

2 応募者は、京都市が別に定める日までに、次に掲げる書類を京都市へ提出するものとする。

- (1) 京都市地域の空き家相談員名簿登録申請書（様式3）（以下「名簿登録申請書」という。）

なお、市が提示する専用入力フォームを使用し提出することにより、名簿登録申請書の記入に代えることができる。

- (2) 宅地建物取引士証の写し

（募集の周知）

第4条 募集の周知は、京都市ホームページのほか事業の推進に協力できる不動産関連団体を通じて行うものとする。

（募集定員）

第5条 募集定員については、募集を行う年度ごとに京都市が定めるものとする。

（登録研修）

第6条 研修は、次の課程により実施し、全研修の受講をもって修了とする。

課程	回数
基本研修	1回
実地研修	適宜

2 前項で定める課程は、原則1年以内に実施するものとする。

3 研修の実施日時、場所及び講師等については、募集する年度ごとに京都市が定めるものとする。

(研修の受講)

第7条 登録を希望する者（以下「名簿登録希望者」という。）は、前条に定める研修を修了しなければならない。

(登録研修の受講決定)

第8条 京都市は、第3条第2項に定める書類の提出を受け、応募者が同条第1項に該当すると認めるときは、速やかに研修の受講資格がある旨及びその実施日時等を応募者へ通知するものとする。

2 前項により第3条第1項に該当すると認められた者の数が、第5条に定める募集定員を超える場合にあっては、当該募集定員を限度に選考を行うものとする。ただし、京都市が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により選考された者には、本条第1項に定める研修の受講資格がある旨及びその実施日時等を通知し、選考されなかった者には、その旨を通知するものとする。

4 受講決定後、応募者が第3条第1項に定める応募要件に該当しなくなった場合にあっては、受講決定は決定時に遡ってその効力を失うものとする。

(名簿の作成等)

第9条 京都市は、研修を修了した者について、名簿（以下「相談員名簿」という。）を作成し、管理するものとする。

(登録)

第10条 京都市は、名簿登録希望者が第3条に該当し、適切に研修を修了したと認めるときは、その旨を京都市地域の空き家相談員登録（登録基準不適合）通知書（様式4）（以下「登録（登録基準不適合）通知書」という。）により、名簿登録希望者に通知のうえ、相談員名簿に登録する。

2 前項の登録は、研修を修了した翌年度の4月1日に行う。

3 京都市は、名簿登録希望者が第3条に該当しない、又は適切に研修を修了していないと認めるときは、その旨を登録（登録基準不適合）通知書により、名簿登録希望者に通知するものとする。

4 相談員名簿に登録された者（以下「名簿登録者」という。）は、相談員名簿に記載した内容に変更が生じたときは、京都市地域の空き家相談員名簿登録変更申請書（様式5）を京都市へ提出し、京都市は、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を変更するものとする。

5 名簿登録者が、登録の抹消を希望する場合は、京都市地域の空き家相談員名簿登録抹消申請書（様式6）を京都市へ提出し、京都市は、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消するものとする。

(相談員証の交付)

第11条 京都市は、名簿登録者に、京都市地域の空き家相談員証（様式7）を交付するものとする。

2 相談員証の有効期限は、前条第2項の登録日から登録日の翌年度の末日とする。

(登録の更新)

第12条 相談員の登録の更新を希望する者は、市が定める研修（以下「登録更新研修」という。）を受けなければならない。

- 2 名簿登録者の当該名簿への登録期間は、登録日から登録日の翌年度の末日とする。ただし、初回登録者の登録期間は、登録日から最初の登録更新研修が開催される年度の末日とする。
- 3 登録更新研修を受講した者は、登録期間を2年間延長することができるものとし、以後も同様とする。
- 4 登録更新研修は、原則2年毎に1回開催するものとし、研修の実施日時、場所、講師等については、京都市が定めるものとする。
- 5 登録更新研修の実施がない年度にあつては、スキルアップのための研修を開催するものとし、研修の実施日時、場所、講師等については、京都市が定めるものとする。

(登録の取消)

- 第13条 京都市は、名簿登録者が相談員名簿への登録にふさわしくない行為をしたと認めるときは、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消することができる。
- 2 京都市は、名簿登録者又は当該名簿登録者が法人の社員等である場合にあってはその法人が、相談員名簿への登録にふさわしくない行為をしたと認めるときは、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消することができる。

(名簿の公開等)

- 第14条 京都市は、相談員名簿に記載の事項を京都市ホームページ等適当な方法により公開するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第15条 相談員は、事業の実施により取得した個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(補則)

- 第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、京都市都市計画局住宅室住宅政策課空き家対策担当課長が定める。

附 則

(経過措置等)

- 1 平成25年度に実施した研修を受講した地域連携型空き家対策促進事業コーディネーター名簿登録者については、登録基準を満たすものとみなし、相談員に登録する。
- 2 この要領は、施行日から実施する。

空き家相談票

1 相談員

相談員氏名		相談員登録番号	
相談日	年 月 日	相談受付番号	

2 相談者

相談者名		相談受付方法	電話・来訪 その他 ()
相談者の住所 及び電話番号	〒 - TEL: () -		

3 空き家物件

物件の所在地	〒 - 区				
構造等	木造・非木造・一戸建て・長屋建て・共同住宅	階数	地上 階・地下 階		
物件の主要用途		築後年数	年	空き家年数	年
物件の所有者					
土地の所有者	物件の所有者と同じ・異なる 異なる場合 ()				
所有者と相談者との関係					

4 相談

○相談の要旨

--

○相談への対応

--

○今後の意向確認

<p>(1) <input type="checkbox"/> 引き続きの相談を希望 ⇒ 相談員からの連絡 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 特段の希望なし</p> <p>(3) <input type="checkbox"/> 今後の連絡は不要</p>

※ 2回目以降の相談継続案件の場合、上記2・3の記述については省略できる。

【備考】この相談票は、相談を受けた翌日までに提出してください。

様式2（第2条関係）

京都市地域連携型空き家対策促進事業活動報告書

提出日 年 月 日

以下のとおり、コーディネーターとして活動しましたので、御報告いたします。

相談員氏名		相談員登録番号	
報告年月	年 月		
活動日	活動内容		
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

【備考】 この報告書は、活動を行った月の翌月の7日までに、提出してください。

様式3 (第3条関係)

京都市地域の空き家相談員名簿登録申請書

年 月 日

(あて先) 京都市長

応募者	◆ (ふりがな) 氏 名			
	不動産関連業務 従 事 履 歴	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士であり、宅地建物取引士となってから不動産関連業務 ^{注1} に現に通算して5年以上従事 ^{注2} しています。 <input type="checkbox"/> 上記従事履歴には該当しません。		
	連 絡 先	(TEL)	(FAX)	
		(メール)		
	◆ 宅地建物 取引士資格	登録番号		
		登録年月日		
	◆ その他不動産 関連資格等			
	◆ 事業参画理由			
◆ 自己PR				
◆ 対応可能 エリア	あてはまるもの全てに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 北区※ <input type="checkbox"/> 上京区 <input type="checkbox"/> 左京区※ <input type="checkbox"/> 中京区 <input type="checkbox"/> 東山区 <input type="checkbox"/> 山科区 <input type="checkbox"/> 下京区 <input type="checkbox"/> 南区 <input type="checkbox"/> 右京区※ <input type="checkbox"/> 西京区 <input type="checkbox"/> 伏見区 ※以下記載の「北部山間地域」を除く <北部山間地域> <input type="checkbox"/> 北区 (小野郷・中川・雲ヶ畑) <input type="checkbox"/> 左京区 (大原・別所・花脊・広河原・久多) <input type="checkbox"/> 右京区 (水尾・宕陰・京北)			
◆ 対応可能 分野	あてはまるもの全てに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 買取 <input type="checkbox"/> 転貸 <input type="checkbox"/> 物件管理 <input type="checkbox"/> 空き家管理 <input type="checkbox"/> 修繕工事 <input type="checkbox"/> 応急措置 上記のうち特に得意とする分野 ()			

様式4（第10条関係）

京都市地域の空き家相談員登録（登録基準不適合）通知書

第 号
年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった京都市地域の空き家相談員名簿への登録について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

京都市地域の空き家相談員登録等実施要領第10条第1項に基づき、登録します。

- 1 申請者氏名
- 2 登録番号
- 3 登録年月日

京都市地域の空き家相談員登録等実施要領第10条第3項に基づき、登録基準に適合しないと認めました。

- 1 申請者氏名
- 2 登録基準不適合の理由

※ 該当する□にはレ印がしてあります。

様式5（第10条関係）

京都市地域の空き家相談員名簿登録変更申請書

年 月 日

（あて先）京都市長

申請者 氏名

京都市地域の空き家相談員登録等実施要領第10条第4項に基づき、以下のとおり、京都市地域の空き家相談員名簿に記載した内容の変更を申請します。

記 載 事 項 （ 変 更 前 ）	
記 載 事 項 （ 変 更 後 ）	

様式6（第10条関係）

京都市地域の空き家相談員名簿登録抹消申請書

年 月 日

（あて先）京都市長

申請者 氏名

京都市地域の空き家相談員登録等実施要領第10条第5項に基づき、京都市地域の空き家相談員名簿の登録の抹消を申請します。

1 登録番号

2 登録年月日

3 抹消しようとする理由

様式7(第11条関係)

 <p>写真</p>	<p>号 京都市地域の空き家相談員証 (氏 名)</p>
<p>上記の者は、京都市地域の空き家相談員であることを証明します。</p> <p>登録期間： 年 4月 1日から 年 3月31日まで</p>	
<p>京都市長 印</p>	

様式7(裏面)

1 京都市地域の空き家相談員として活動する際は、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

2 この証票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。

4 この証票は、登録期間が満了したときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

連絡先：京都市都市計画局 住宅室住宅政策課 075-222-3667